

宇宙航空研究開発機構画像等利用約款

この約款は、独立行政法人宇宙航空研究開発機構(以下「JAXA」といいます)の画像等を利用するにあたり、本業務の取り扱いを行う財団法人日本宇宙フォーラム(以下「JSF」といいます)へ利用申請を行い、承諾された利用者(以下「利用者」といいます)の当該画像等の取扱いに適用します。

(総則)

第1条 JSFは、JAXA画像等の利用承諾書(以下「利用承諾書」といいます)に記載され、JAXAが著作権を保有する写真、動画及び音声の著作物(以下「画像等」といいます)を、利用承諾書及び本約款に基づいて、利用者に利用させ、利用者はJSFに利用料を支払うものとします。

(画像等の利用)

第2条 利用者は、画像等を、JSFが承諾した目的及び内容に限り利用できます。

2 利用者が、以下のような画像等の利用を行うことは、いかなる理由があってもできません。

(1) 公序良俗に反する目的・態様による利用。

(2) JAXAの事業や日本の宇宙航空研究開発事業に誤解を与えるような利用。

(3) JAXAの組織イメージや信用度を著しく低下させる可能性のある利用、特定の個人や組織の権利を侵害する恐れのある利用。

(著作権表示)

第3条 利用者は、画像等及び画像等を利用して得た製品(以下「製品」といいます。)に「(C)宇宙航空研究開発機構(JAXA)」、「(C)JAXA」などの適切な著作権表示を行わなければなりません。

2 利用者は、画像等と製品の性質上、適切な著作権表示が困難である場合には、事前にその旨をJSFに申し入れ、対応について協議しなければなりません。

(画像等の改変)

第4条 利用者は、画像等の改変を行った上で、製品を販売する場合及び製品を配布する場合は、具体的な改変内容についてJSFの事前の承諾を得なければなりません。

(第三者に対する措置)

第5条 利用者は、画像等又は製品を販売又は配布する場合には、JSFの事前の承諾なく、第三者に製品の複製物の作成又は製品の再配布を行わせてはなりません。

2 利用者は、前項の実施のために、製品に注意書を付記するなど必要な措置をとることとします。

3 利用者は、製品を取得した第三者による第1項に反する行為を発見した場合は、速やかに適切な措置をとるものとします。

(下請け企業等に対する措置)

第6条 利用者は、製品化に際して画像等を下請け企業等に使用させる場合は、当該下請け企業等に対して、本約款に定める事項を遵守させるように適切な措置をとるものとします。

(画像等の管理)

第7条 利用者は、画像等を保管する場合は、善良な管理者の注意をもって適切な措置をとらなければなりません。

(利用料)

第8条 利用者は、利用承諾書に定められた基本料金及び画像等の提供に必要な実費(以下あわせて「利用料」といいます。)を支払わなければなりません。

2 基本料金は、以下の2つの方式のいずれかによります。

(1)ランニングロイヤリティ方式・・・原則として、利用者が画像等又は製品を商品又は商品の一部として販売する場合に適用します。

(2)一括払い方式・・・原則として、利用者が画像等又は製品を無償で配布する場合その他前号以外の方法による場合に適用します。

3 基本料金は、以下のとおり算出されます。

(1)ランニングロイヤリティ方式・・・別紙1の(1)のとおり

(2)一括払い方式・・・別紙1の(2)のとおり

ただし、JAXAにとって広報効果・教育効果が認められる場合には、基本料金を減額することがあります。

4 共同著作物の利用料については、前2項にかかわらず、別途共同著作者と定めた利用料を適用します。

(利用料の支払方法)

第9条 利用者は、ランニングロイヤリティ方式による利用料を、第12条に定める販売実績報告書に基づいてJSFが発行する請求書により支払わなければなりません。

2 利用者は、一括払い方式による利用料を、JSFが利用承諾書に基づき発行する請求書により支払わなければなりません。

3 利用者は、前2項による請求書発行の日の翌日から起算して30日以内に利用料をJSFに支払わなければなりません。

(遅延利息)

第10条 利用者は、JSFが請求書に定める期限内に利用料を支払わなかったときは、支払期限の翌日から起算して遅延日数1日につき、年6%の割合で計算した遅延利息をJSFに支払うものとします。

(利用料の不返還)

第11条 JSFは、利用者が支払った利用料を、いかなる場合でも返還しません。

(報告書)

第12条 利用者は、ランニングロイヤリティ方式となった場合、画像等の利用を承諾された後、販売を開始してから当該年度の末日(3月31日)までの期間における販売実績を、販売実績報告書(別紙2)にまとめ、翌年度の4月30日までにJSFに報告しなければなりません。ただし、JSFが承諾した利用の期限が年度の末日以前である場合は、当該利用の最終日の翌月20日までに報告するものとします。

(返還)

第13条 利用者は、画像等の利用を終了した場合、契約が解除された場合又は画像等の利用が必要でなくなった場合には、速やかにJSFの指示に従って画像等の返還又は消去を行うものとします。

(契約の変更)

第14条 利用者は、画像等の利用について申請内容に変更が生じた場合には、速やかにJSFに通知し、利用承諾書の内容の変更を協議しなければなりません。

(秘密の保持)

第15条 利用者及びJSFは、画像等の利用により得られた相手方の情報を第三者に漏らしてはなりません。ただし、公となっている情報及び相手方の合意を得た情報を除きます。

(第三者に対する権利侵害)

第16条 JSF及びJAXAは、利用者に対して画像等の利用によりなんらかの請求又は訴えが提起された場合には、その請求又は訴えについて一切の責を負わないものとします。
この場合において、利用者はJSF及びJAXAを保護し、損害が発生しないよう必要な措置をとらなければなりません。

(第三者に対する利用の承諾)

第17条 JSFは、利用者に承諾した画像等を、利用者に通知することなく、第三者にも承諾することができます。利用者は、JSFが行った承諾に異議を申し立てることはできません。

(調査)

第18条 JSFは、利用者が本約款の条件を遵守していないと考えられる場合には、利用者に対し、その理由を示した上で報告を求めることができます。
2 JSFは、利用者に対し調査を行い、画像等の保管及び管理に関する必要な指示を行うことができます。
3 利用者は、前2項の指示に応じなければなりません。

(契約の解除)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、JSFは本契約を解除することができます。
(1) 利用者が不正な行為をするなど本約款に記載された条件に違反した場合。
(2) 画像等の利用申込みの際し、不正又は虚偽の申告をした場合。
(3) 利用者が適切な報告書の提出を行わず、JSFが催促をしたにもかかわらず、一定期間内に報告書を提出しなかった場合。

(損害賠償)

第20条 JSFは、利用者が本約款に違反したことにより損害が生じた場合には、利用者に対し損害の賠償を請求することができます。

(疑義の解決)

第21条 本約款に定めのない事項及び本約款の解釈について生じた相違については、利用者及びJSFが協議のうえ誠意をもって解決するものとします。

【別紙1 画像等利用に係る基本料金の算出について】

契約書本文第8条3項に定める基本料金は、以下のように算出します。

(1) ランニングロイヤリティ方式

当該画像等を用いた商品の販売額 × 利用率(10%) × 当該商品における当該画像等の関与度

ただし、計算の結果1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入します。

なお、画像等の利用による商品等の価値に占める関与度が特に小さく、想定される販売額に基づく基本料金が、販売しない場合に適用される定額料金よりも低い場合において、利用者の希望があり、かつ、JSFがこれを認めたときは第8条第2項第2号の一括払い方式による提供も可能です。

(2) 一括払い方式

いずれも個々の利用目的、利用媒体あたり、次の金額(消費税抜き)のとおりとします。

写真: 1画像 20,000円

映像: 利用時間が10秒までは25,000円、11秒以降は1秒ごとに1,200円追加

音声: 1音声 15,000円

【参考】

	ランニングロイヤリティ方式 原則として利用者が商品又は商品の一部として販売する場合に適用します。	一括払い方式 原則として、利用者が無償で配布する場合に適用します。
写 真	当該画像等を用いた商品の販売額 × 利用率10% × 当該商品における当該画像等の関与度	個々の利用目的、利用媒体につき 1画像 20,000円
映 像	画像等の利用による商品等の価値に占める関与度が特に小さく、想定される販売額に基づく利用料金が、販売しない場合に適用される定額料金よりも低い場合において、利用者の希望があり、かつ、JSFがこれを認めたときは第8条第2項第2号の一括払い方式による提供も可とする。	個々の利用目的、利用媒体につき利用時間が10秒までは25,000円 11秒以降は1秒ごとに1,200円追加
音 声		個々の利用目的、利用媒体につき 1音声 15,000円

※画像等の提供に際し実費が発生する場合は、上記基本料金とは別に実費を徴収します。

(本文第8条) 実費とは、提供作業を外注したときの外注費や提供媒体費用等の追加的、附帯的に発生する費用となります。